

# 公 示 (平成21年度)

栃木県那珂川漁業協同組合連合会

栃木県芳賀郡茂木町茂木144

TEL (0285) 63-0570

この公示は、当会の漁業権区域（茨城県境から上流の那珂川の本支流及び押川の本支流）について、漁業法に基づき栃木県知事の許可を得て定めた漁業の制限禁止事項等の抜粋である。

鮎の採捕は資源保護のため11月10日までです。その他釣専用区域、投網の解禁日、時間の変更がありますので、公示内容を良く読んでください。

## 1. 入漁証の携帯

- 当会の漁業権区域内に入漁するものは住所、氏名及び年齢を明記した所定の入漁証を必ず見やすい所に携帯すること。  
(必要内容が記載されていないものは無効とする)
- 入漁証(年券)の有効期限は翌年3月31日までとする。
- 入漁証の再交付はしない。但し、組合員には紛失証明書を発行する。(手数料 2,000円)

## 2. 解 禁 日

〔釣〕

(注) 11月11日までは禁漁

魚種	魚法	解 禁 日	区 域	魚 種	解禁日及び終期	区 域
あゆ	友 釣	6月1日	下記及び禁止区域を除く全区域	さくらます やまめ いわな	3月1日から 9月19日まで	全区域
	ドブ釣	7月第1日曜日 午前4時	箒川…那須塩原市下大貫東北 自動車道から上流の区域			
	毛 針	7月20日 午前4時	那珂川…那須塩原市西岩崎堰 から上流の区域			
	オランダ針	9月1日 (小学生は8月1日)	全区域	かじか	6月1日から 10月31日まで	全区域

〔投網〕

(注) 4月1日から11月11日までは禁漁

河川名	解禁日	7月10日 午後6時 但し7月31日までは 午前6時から 午後6時まで禁止	8月1日 正午	9月1日 正午
那珂川	・茨城県境から上流那珂川町 新那珂橋までの区域 (那須烏山市初音頭首工から上流 境頭首工までを除く)	・那珂川町新那珂橋から上流の 禁止区域を除く本支流全域 (那須烏山市初音頭首工から上流 境頭首工までを除く)	・那須烏山市初音頭首工から 上流境頭首工までの区域	
逆 川	・茂木町那珂川合流点から上流の 本支流禁止区域を除く全区域			
松 川	・茨城県境より上流の区域			
荒 川		・那珂川合流点より上流の本支流 禁止区域を除く全区域 (那須烏山市森田ヤナから上流 森田橋までを除く)	・那須烏山市森田ヤナから上流 森田橋までの区域	
箒 川		・那珂川合流点より上流の本支流 禁止区域を除く全区域		
余笹川			・那珂川合流点から上流及び 支流の禁止区域を除く全区域	

## 3. 全漁法禁止区域

- 次の区域は1月1日から12月31日まで全漁法禁止とする。
  - ・那珂川 那珂川町地先三川又用水頭首工から上流50メートル、下流100メートルの区域  
那須塩原市板室板室ダム堰堤の上下流各100メートルの区域  
那須塩原市板室板室発電所放水口から下流100メートルの地点に至る区域  
那須塩原市百村深山ダム堰堤から下流1.4キロメートルの地点にある砂防堰堤に至る区域  
那須塩原市百村深山ダム堰堤から上流深山橋に至る深山ダム湛水区域  
那須塩原市板室地内湯川合流点から上流400メートルの区域
  - ・武茂川 大田原市雲岩寺三和橋から上流梅船橋に至る区域  
那珂川町大字大山田下郷大河内橋から上流石田橋の上流420メートルの地点に至る区域
  - ・蛇尾川 大田原市町島橋から上流今泉大橋に至る区域
  - ・鍋有沢川 全区域
  - ・小蛇尾川 下部ダム下流400メートル地点から上流の下部調整池に至る区域(調整池を含む)
- 栃木県内水面漁業調整規則における禁漁区域
  - ・那珂川 那須塩原市西岩崎地先那須疎水取水堰中心線から上流100メートル、下流100メートルの区域  
大田原市寒井字下河原地先矢組堰(寒井用水取水堰)中心線から上流100メートル、下流100メートルの区域
  - ・江 川 那須烏山市滝字馬場地先竜門の滝最上端から上流36メートル、下流36メートルの区域
  - ・余笹川 那須郡那須町大字沼野井字川添地先黒川発電所取水堰中心線から上流90メートル、下流100メートルの区域
  - ・黒 川 那須郡那須町大字沼野井字新田地先黒川発電所取水堰中心線から上流100メートル、下流100メートルの区域
  - ・松葉川 大田原市前田字郭内地先田町堰中心線から上流100メートル、下流100メートルの区域
  - ・箒 川 大田原市福原字城下222番地地先西ノ原頭首工(西ノ原用水取水堰)中心線から上流100メートル、下流100メートルの区域

## 4. 投網禁止区域

- ・那珂川 茂木町大畑梅ノ木渚下端から大瀬橋までの区域  
1月1日から12月31日までの午前6時から午後6時まで禁止

●次の区域は全面禁止とする。

- ・那珂川 那珂川町新那珂橋から上流三川又堰下流100メートルまでの区域  
大田原市湯殿大橋から上流の区域
- ・逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域
- ・坂井川 茂木町みその橋から下流の区域
- ・荒川 内川合流点から上流野辺山堰に至る区域  
さくら市小入堰から上流の区域
- ・内川 さくら市八竜神堰から上流の区域
- ・宮川 矢板市幸岡株木橋から上流の区域
- ・武茂川 那珂川合流点から上流の武茂川及びその支流(大内川、大室川、盛谷川、矢又川)
- ・箒川 那珂川町大字浄法寺柳林堤防境から上流百村川合流点に至る区域  
那須塩原市高阿津堰から上流の区域
- ・蛇尾川 大田原市片府田地先箒川合流点から上流の蛇尾川及びその支流(町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、小蛇尾川及び鍋有沢川)
- ・百村川 大田原市花園地先箒川合流点から上流の百村川及びその支流(篠谷川、深川、念仏川及び加茂内川)
- ・松葉川 大田原市下高橋から下流那珂川合流点に至る区域
- ・余笹川 那須町下川下余笹橋から上流の余笹川及びその支流(四ツ川、苦戸川及び白戸川)
- ・黒川 那須町富岡大塩橋から上流の黒川及びその支流(板敷川)
- ・奈良川 那須町睦家地先三蔵川合流点から上流の奈良川及びその支流(菖蒲川)
- ・三蔵川 那須町大秋津橋から上流の区域

## 5. 毛ばり(蚊ばり)釣

魚種別に期間の制限があるから規則を遵守すること。

## 6. 漁具、漁法による禁止

●次の漁具、漁法を用いて魚類を採捕してはならない。

- (1)爆発物の使用 (2)水産動物をまひさせ、又は死なせる有毒物の使用 (3)水中に電流を通じてする漁法 (4)瀬干、瀬替漁法 (5)う飼漁法 (6)ガラス笠、箱笠、網笠、その他これに類する漁法 (7)う羽根追い漁法 (8)うなわびき漁法 (9)ごろたびき漁法、その他これに類する漁法 (10)火光、その他、照明を利用してする方法 (11)発射装置を利用する漁法 (12)建網漁法 (13)潜水器具を利用する漁法 (14)待網漁法 (15)刺網漁法 (16)地引き網漁法 (17)柴漬漁法 (18)石倉漁法 (19)替掘漁法 (20)原動機付船を使用する漁法 (21)リール使用、又はこれに類する友釣漁法 (22)船釣りのもやい網50メートル以上 (23)石打ち漁法 (24)ころがし釣及びぐいしょ (25)鮎友釣オトりのハナカンより40cm以上長いハリス使用 (26)疑似おとり(あゆるア一)

●舟(舟に類するものを含む)使用禁止区域

- ・内川 矢板市安沢赤渚堰から上流国道バイパス橋に至る区域
- ・箒川 矢板市土屋東北本線鉄橋から上流の区域

●やす突き禁止区域

- ・逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域  
茂木町檜山沢橋から上流300メートル、下流200mの区域
- ・坂井川 茂木町みその橋から下流の区域

## 7. 魚の大きさによる禁止

魚種	禁止の大きさ
さくらます、やまめ、いわな、にじます	全長15cm以下
うなぎ	全長25cm以下
こい	全長20cm以下

## 8. 漁場独占の禁止

解禁前夜からの釣場独占行為(ロープ・テープ・置竿等)は禁止する。

## 9. 反則過怠金等の徴収

組合員が漁業関係法令又はこの規則に違反した場合にはそれによる処罰を受けるほか、25万円以下の反則過怠金が徴収される。

## 10. 天然あゆ資源の繁殖保護

天然あゆ資源の繁殖保護上必要と認められる場合は、漁業の方法、区域及び期間を制限することがある。

それらの制限については、その都度公示されるので、入漁者は、その公示を遵守すること。

○その他、水産資源保護法、栃木県内水面漁業調整規則による魚種漁法、体長、期間、区域等の禁止規定があるので注意すること。

○虫釣(餌釣を含む)の使用漁具は一人3組までとする。

**那珂川北部漁業協同組合** 栃木県大田原市松木沢1033  
TEL (0287) 54-0002

**茂木町漁業協同組合** 栃木県芳賀郡茂木町茂木144  
TEL (0285) 63-0570

**那珂川南部漁業協同組合** 栃木県那須烏山市興野38-3  
TEL (0287) 84-1501

**那珂川中央漁業協同組合** 栃木県那須烏山市滝田927-1  
TEL (0287) 83-0120

※入漁者は操業に際し、不測の事故防止に万全を期すること。  
感電事故防止のため、頭上の送電線に注意してください。  
発生した事故については当会では責任を負いません。

ごみは持ち帰りましょう。